

令和3年11月25日
文化庁著作権課

著作権法第93条の3第1項、第94条の3第1項及び第96条の3第1項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法（文化庁告示）（案）に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和3年10月4日から令和3年11月3日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を8件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分野	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 新法第 93 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める情報」について	賛成する。適切な情報が定められていると考える。	賛成の御意見として承りました。
2. 新法第 93 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める方法」について	適当と考える。	賛成の御意見として承りました。
	賛成する。なお、各法人のウェブサイト上での公表はトップページ等の見やすい箇所に公表をしていただくこと、また安心してアクセスできるように公表されるウェブサイトのセキュリティを万全としていただくことについて、周知を図っていただくことを希望する。	御指摘を踏まえ、対応を検討してまいります。
3. 新法第 94 条の 3 第 1 項及び第 96 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める情報」について	適当と考える。	賛成の御意見として承りました。
4. 新法第 94 条の 3 第 1 項及び第 96 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める方法」について	適当と考える。	賛成の御意見として承りました。
	一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会のウェブサイト（以下、音楽権利情報検索ナビ）で公表する方法が定められているが、音楽権利情報検索ナビについては、情報が多く使いやすい一方で、集中管理の対象かどうかの情報が不足していたり、管理事業者のデータベースの情報と一致しなかったりする場合がある。円滑な許諾のために必	御意見として承りました。

	要な情報を公表する方法としては、より高い網羅性と正確性が求められるところであり、データベースのさらなる整備に期待する。	
--	---	--

※その他、本意見募集の内容と直接関係のない御意見が4件ありました。